

新ホール整備に係る県市基本協定と財産譲与契約の扱いについて

1 対応の方向性について

○藍場浜公園西エリアでの「新たな県市基本協定」

これまでの考えや理念を引き継ぐ形で、「新たな協定」を締結する。

○旧文化センター跡地等における「従来の県市基本協定」

これまで県市が担ってきた役割や、引き継ぐべき項目などを整理した上で、「終了」させる。

○財産譲与契約と土地の扱い

徳島市が解除権を行使する場合には、財産譲与契約の規定に従い土地を返還する。

2 藍場浜公園西エリアにおける「新たな県市基本協定」について

○新たな協定（案）の概要（詳細は「資料 1－2」のとおり）

【基本的事項】

- ・ 県は、新ホールの設計・整備等を一括して担う。
- ・ 市は、県と連携し、新ホールの早期整備を推進する。
- ・ 県及び市は、それぞれの役割に係る費用を負担する。

【従来の協定から引き継ぐ事項】

- ・ 県市協調で整備すること。
- ・ 県立施設として県が主管すること。
- ・ 旧文化センター等の一部機能を新ホールへ集約すること。

3 旧文化センター跡地等における「従来の県市基本協定」について

○従来の協定の終了に向けた整理（案）（詳細は「資料 1－3」のとおり）

【県市のこれまでの役割】

- ・ 土地の扱いに関しては、財産譲与契約の規定に従う。
- ・ 協定に基づき県市が履行した事業（継続中を含む）を確認する。
- ・ 周辺インフラ整備など、未完了となっている事業の取扱いは、別途協議する。
- ・ 協定は、県市間の債権債務関係を規定していないことを確認する。

【新たな協定へ引き継ぐ事項】

- ・ 県市協調で整備すること。
- ・ 県立施設として県が主管すること。
- ・ 旧文化センター等の一部機能を新ホールへ集約すること。

4 財産譲与契約と土地の扱いについて

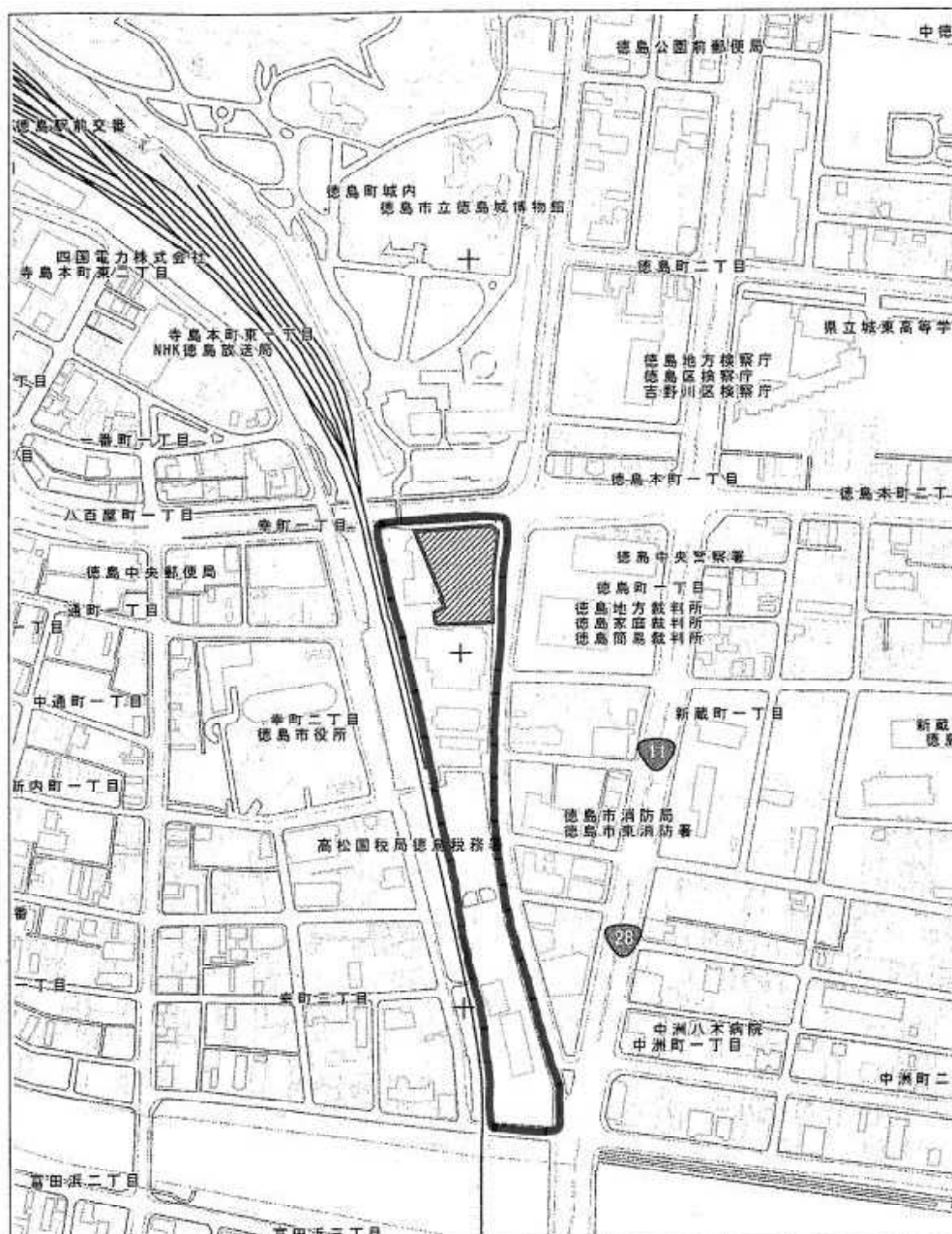
○方向性

市が財産譲与契約の規定による「解除権」を行使する場合には、同契約の規定に従い、土地を返還する。

○土地情報

所在地：徳島市徳島町城内1番20、39、40、41（計4筆）

地 積：約3,209㎡



出典：国土地理院ウェブサイト（<https://maps.gsi.go.jp/>）をもとに徳島県が作成